

法律問題 — クーリング・オフとは？ —

訪問販売などで、販売担当者から説明を受けて勢いで買ってしまったものの、よく考えてみたら実は unnecessary 商品だった、ということがあります。このようにいったん契約をした場合であっても、一定の期間内であれば解除することができる制度をクーリング・オフといいます。冷静に判断できないまま契約してしまいがちな場合に、冷静になって考え直すことができるように認められたものです。

クーリング・オフができる取引や商品は、訪問販売、電話で勧誘を受けた取引など法令で定められたものです。また、クーリング・オフができる期間は、取引の内容によって異なりますが、訪問販売を例にとると、契約書など法定の書面を受け取ってから8日間となっています（法定の書面を渡



されなかったときは、この期間を過ぎてもクーリング・オフができます。その期間中に、ハガキなどの書面で通知します。

自分からお店に出向いた場合や通信販売ではクーリング・オフ制度はありません。買い物をする前に本当に必要なものか、どのような場合に返品できるかを確認することが大切です。

法テラス高森法律事務所

阿蘇世界文化遺産リレーコラム ～わがまち自慢の世界遺産～

阿蘇世界文化遺産リレーコラム第3回は、南小国町から、パワースポットで有名な「押戸石の丘」についてのご紹介です。

コラム第3回

「押戸石の丘」

担当：南小国町

南小国町には押戸石の丘と呼ばれる神聖な場所があります。大小様々な巨石群が小高い原野の頂上に点々と転がっている何とも不思議な風景、またそこからは360°阿蘇の原野を望める大眺望が広がります。見渡す限りの原野に何一つ人工物の目に入らない九州でも珍しい押戸石の丘からの景観は、野焼きが始まった1,000年以上前の風景と何ら変わることなく受け継がれてきたものです。また、押戸石の巨石にはペトログラフと呼ばれる古代文字が刻まれているものも存在し、石の配置も人為的に置かれたのではないかと疑われるほど因果関係も多く、古代から神聖な場所として祀られてきたロマン溢れる史跡です。

しかし、近年のパワースポットブームにより非常に多くの観光客が訪れるようになり、草地や史跡が荒らされる事例も目立つようになりました。地元の管理組合も頭を悩ませ、一時閉鎖も念頭に上がりましたが、きちんとした受け入れ態勢を整備し、訪れる方々に押戸石の存在や原野景観の意味について正確な理解を促そうと、地元有志が集まりNPO法人「押戸石の丘」を立ち上げて押戸石の保存活用について日々活動を行っています。



◆次回は、小国町の「わがまち自慢の世界遺産」についてご紹介します！